

## 立川市地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第8項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、法第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うとともに、地域福祉の推進体制の強化を図るため、立川市地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している法第55条の2第4項第2号に定める地域公益事業に対する意見に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 保健、医療及び福祉に關係する団体が推薦する者
- (5) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 立川市自治会連合会が推薦する者
- (7) 立川市商店街振興組合連合会が推薦する者
- (8) その他市長が認める者

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員長には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

2 委員（委員長を除く。）には、予算の範囲内で記念品を贈呈するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。